

# 月若山車運営保存会規約

(名称)

第1条 この会は月若山車運営保存会（通称：月若保存会）と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局を会長宅（喜多方市〇〇）に置くこととする。

(目的)

第3条 この会は、月見町の山車の維持・保存に努めるとともに、北宮諏方神社祭礼（以下「祭礼」という）行事の運営に協力し、山車の楽しく安全な運行に寄与することを目的とする。

2 この会は、会員相互の親睦を図り、月見町・幸町・御清水町内（以下「各町内」と言う）の発展、文化振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 山車の維持・保存に関する事業。
- (2) 祭礼及びそれに伴う事業。
- (3) 後継者の育成に関する事業。
- (4) その他目的を達するために必要な事業。

(会員)

第5条 原則として この会の会員は、月見町、幸町、御清水町内に所縁のある者で、この会の目的に賛同する者とする。

2 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同して入会し、この会の事業に対し積極的な支援を行う者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、会長に入会の意思を示し、役員会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 5,000円
- (2) 賛助会員 1口1,000円とし、〇口以上任意口数とする。ただし、正会員の家族においては、1口以上とする。

2 会費は、総会後一カ月以内に納入するものとする。また、年度途中で入会した者は、入会時に納入するものとする。

(退会)

第8条 退会する際は、会長に退会の意思を示し、役員会の承認をもって退会とする。

- 2 保存会員としてふさわしくない行動などがあった場合は、役員会の協議により脱会させることができる。
- 3 一度退会した会員について、役員会の協議により再入会することができる。

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 1名

(役員を選出)

第10条 前条の役員は、正会員から総会において会員の互選により選出する。その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員職務)

第11条 会長はこの会を代表し、その運営を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 会計はこの会の経理を担当する。
- 4 監査はこの会の事業及び会計を監査し、その結果を役員会・総会に報告する。

(顧問)

第12条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。
- 3 顧問は、保存会の運営に関する重要な事項について意見を述べることができる。

(会議)

第13条 この会の会議は総会、役員会とする。

- 2 総会は、年1回とし、開催は5月下旬とする。ただし、必要があるときは臨時に総会を開催することができる。
- 3 役員会は、必要に応じて開催することができる。なお、役員会は、役員をもって構成する。
- 4 会議には、協議事項の内容に応じて該当者を出席させることができる。
- 5 協議事項は、出席者の過半数をもって決定する。

(運営)

第14条 保存会は各町内会の協力金、会費、寄付金等の収入をもって運営する。

(会計)

第15条 会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第16条 本会規約に定めるほか、運営上必要な事項が生じた場合は、役員会及び総会に諮って決定する。

附 則

この規約は、令和5年7月1日から施行する。